

給付金お支払い日の目安 (傷病手当金・出産手当金)

給付金種別	お支払日の目安 ※書類不備や連休、業務都合等により前後する場合があります。	備 考
傷病手当金	<p>休んだ期間の2～3か月後 (お支払い時期は、給与締めタイミングにより異なります)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●傷病手当金請求書は、毎月の「給与支給日」ごとに事業所(社会保険労務士事務所)にて、休んだ期間中の勤怠や給与額の証明し、健保へ転送されます。 ●健保審査にて労務不能と認められた後、給付金お支払いとなります。 	<p>請求書の流れ</p> <p>事業所または、社会保険労務士事務所 ↓ 給与締め後、勤怠や給与額等の証明、健保あて請求書を転送 請求書の健保到着 (休んだ期間の1か月半～2か月後) ↓ 審査・支給処理 お振込み後、ご自宅あて決定通知を送付</p> <p>支給例) 被保険者【9月休業分】を10月初旬に請求した場合</p> <p>↓ 事業所(社労士) 10月末～11月中旬 9月の給与支払い後、勤怠・給与を証明 健保へ傷病手当金請求書を転送</p> <p>↓ 健保組合 11月初旬～中旬 請求書到着、審査(3週間前後) 11月下旬～12月初旬 傷病手当金お支払い</p>
出産手当金	<p>出産から4～5か月後 (お支払い時期は、給与締めタイミングにより異なります)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●出産手当金請求書は、出産56日間経過後、事業所(社会保険労務士事務所)にて休業期間中の給与・勤怠を証明したうえで健保に転送されます(健保到着まで出産から3～4か月後ほど要します)。 ●健保での審査終了後、給付金お支払いとなります。 	<p>請求書の流れ</p> <p>事業所(社会保険労務士事務所) ↓ 産後56日経過分の給与締め後、勤怠・給与等証明、健保あて請求書を転送 請求書の健保到着 (概ね3～4か月後) ↓ 審査・支給処理 お振込み後、ご自宅あて決定通知を送付</p> <p>支給例) 被保険者 【6月10日に出産し、手当金を請求した場合】</p> <p>↓ 事業所(社労士) 10月初旬～10月中旬 ↓ 産後56日(8月5日)を経過後、9月支払い分の ↓ 給与・勤怠等を証明し、請求書を健保へ転送 健保組合に請求書到着 10月中旬～10月下旬 ↓ 審査 お支払い 11月初旬～11月中旬</p>